

# 火災警報器設置の啓発活動を行いました

火災予防の意識を高めて火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死傷事故の発生を減らし、財産の損失を防ぐことを目的として3月1日から7日まで「全国春の火災予防運動」が行われました。この運動期間中の3月2日、八潮駅北口のショッピングセンター（フレスポ八潮）で、1日消防署長（公募）と八潮市防火安全協会（大木一也会長）役員により、住宅用火災警報器設置の啓発活動を行いました。



また、設置していない場合は、安心・安全のため早期に設置しましょう。



天井取り付け型



壁掛け取り付け型

Q 住宅用火災警報器の種類は？  
A 煙や熱を感じし、警報音のブザーや音声で知らせるタイプがあります。電源は「電池式」と「家庭用電源」を使うタイプがあります。

Q どこで購入できるの？  
A ホームセンターや家電販売店、ガス事業者などで購入できます。

Q どこに設置すればいいの？  
A 住宅用火災警報器の設置は、就寝中の逃げ遅れによる死者の減少を目的としていますので、下図のとおり、「寝室」と「寝室に通じる階段」に設置が必要です。なお、台所には設置の義務はありませんが、火災の恐れがあると認められる部分などには設置するように努めてください。



住宅用火災警報器は、消防署が販売するものはありません。悪質な訪問販売には十分注意して下さい。

全国で発生する火災は、毎年5万5千件前後にのぼり、1日約150件の火災が発生していることとなります。

また、犠牲者の半数以上が65歳以上の高齢者であることから、火災発生をいち早く知らせて犠牲者を減少させるため、消防法の改正が行われまし

た。従来、設置義務の無かった一般住宅にも住宅用火災警報器の設置および維持が義務付けられ、平成18年6月1日以降に新築される住宅から一斉に対象となりました。

消防本部では、条例改正後、3年の猶予期間を用いて火災報知器の設置について広く市民に周知するため、数回に渡って広報・ホームページへの掲載、全戸回覧、消防庁舎敷地内に啓発看板・のぼり旗の設置、市民まつり時の防災コーナーでのPR等により啓発活動を行ってきました。

皆さんの尊い命と財産を守るために、住宅用火災警報器を設置しましょう。

# 住宅用火災警報器は設置しましたか

消防本部予防課 ☎996-0134

## 住宅用火災警報器に関するQ&A

